

第24回あきたエコフェス～ゼロカーボンと3Rで変わる未来～
企画運営業務委託に係る企画提案競技実施要領

1. 趣旨

この実施要領は、あきたエコフェス実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する第24回あきたエコフェス企画運営業務（以下「本業務」という。）に係る委託者を選定するための企画提案競技について、必要な事項を定めるものです。

2. 業務概要

(1) 業務名

第24回あきたエコフェス～ゼロカーボンと3Rで変わる未来～企画運営業務

(2) 業務内容

別紙委託仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年12月25日まで

(4) 契約上限額

8,800,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(5) 費用算定に係る留意点

(ア) 各業務の企画・立案・実施に関する全ての経費を見積額に計上してください。

(イ) 見積額の算定にあたっては、できるだけ詳細な経費項目を提示してください。

(ウ) イベントが中止となった場合、中止時点で実施した内容に応じた委託費を支払うこととするため、見積額を次に挙げる3段階に分けて作成してください。

① 第24回あきたエコフェスの準備に要する費用

② 第24回あきたエコフェスの開催において直接的に要する費用

③ 独自提案の取組に要する費用

※それぞれの費用を分けて確認できるように作成してください。

3. 事務局

あきたエコフェス実行委員会事務局

（秋田県 生活環境部 温暖化対策課 環境活動推進チーム内）

住 所：〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号（本庁舎5階）

電 話：018-860-1560

F A X：018-860-3881

メール：en-ondanka@pref.akita.lg.jp

4. 実施スケジュール（予定）

- | | |
|--------------------|--------------------|
| (1) 企画提案競技参加者の募集開始 | 令和8年3月25日（水） |
| (2) 実施要領等に関する質問の受付 | 令和8年4月 1日（水）正午まで |
| (3) (2)の質問に対する回答 | 令和8年4月 7日（火）まで |
| (4) 参加申込書の受付 | 令和8年4月10日（金）午後5時まで |
| (5) 企画提案書の受付 | 令和8年4月22日（水）午後5時まで |
| (6) 選定委員会の実施 | 令和8年5月中旬（予定） |
| (7) 結果の通知 | 令和8年5月中旬（予定） |
| (8) 契約締結 | 令和8年6月上旬（予定） |

5. 参加資格に関する事項

本業務に係る企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とします。

(1) 単独企業による参加

(ア) 秋田県内に本社、支社又は営業所を有する者

(イ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者若しくは再生手続き開始の申し立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者若しくは更生手続き開始の申し立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）に該当しない者

(ウ) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しない者

(エ) 過去3年以内に同規模以上のイベント企画・運営の実績がある者

(2) 共同企業体による参加

(ア) 共同企業体を構成するもののうちいずれかが（1）の（ア）の要件を満たしていること。

(イ) 共同企業体を構成する全ての構成員が（1）の（イ）および（ウ）の要件を満たしていること。

※共同企業体の代表者は、（1）の（ア）を満たす構成員とする。また、共同企業体の構成員である者は、単独で又は他の共同企業体の構成員としての、本企画提案競技への参加を不可とする。

(ウ) 共同企業体の代表者は（1）の（エ）の要件を満たしていること。

※共同企業体の代表者は、（1）の（ア）を満たす構成員とする。また、共同企業体の構成員である者は、単独で又は他の共同企業体の構成員としての、本企画提案競技への参加を不可とする。

6. 企画提案競技参加申込方法

本業務に係る企画提案競技へ参加しようとする者は、次の書類を提出期限までに、3の事務局に提出してください。

(1) 提出書類及び提出部数

- (ア) 企画提案競技参加資格確認申請書 (様式1) 1部
- (イ) 共同企業体結成届 (様式2) (共同企業体による申請の場合のみ) 1部
- (ウ) 共同企業体協定書 (様式3) (共同企業体による申請の場合のみ) 1部
- (エ) 受付票 (様式7) 1部

(2) 提出期限

令和8年4月10日(金) 午後5時まで

(3) 留意事項

- (ア) 提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消す。
- (イ) 提出期限までに必要書類の提出がない者は、参加資格を失う。
- (ウ) 共同企業体による申請の場合
 - ① 各構成員は対等の立場で一体となって業務を履行すること。
 - ② 共同企業体の名称(任意)、事務所所在地、代表者及びあきたエコフェス実行委員会が委託料を支払う際の振込口座を定めること。
 - ③ 企画提案競技参加資格確認申請書(様式1)及び受付票(様式7)については、共同企業体の代表者が提出すること。

(4) 参加資格の喪失及び辞退

参加資格の要件を満たさなくなったときは、参加資格を失う。

7. 企画提案書等の提出

本業務に係る企画提案競技への参加者(以下「参加者」という。)は、次の書類を提出期限までに、3の事務局に郵送又は持参により提出してください。

(1) 提出書類及び提出部数

- (ア) 会社概要調書 (様式4) 1部
- (イ) 企画提案書 (様式5) 正本1部 副本15部

正本のみ、所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び連絡先を記入の上、提出すること。副本は、審査の公正を期すため、所在地、商号又は名称、代表者職氏名、連絡先及び参加者等を特定できる文字、記号を一切記載しないこと。

なお、副本のうち1部はダブルクリップ等で留めたものとする。

- (ウ) 見積書 (任意様式) 1部
- (エ) 「環境配慮」に関する書類 1部

企画提案競技審査票のうち、「配点票(環境配慮)」に該当する場合は、次の登録証の写しを提出してください。

- 「ISO14001」
- 「エコアクション21」

- 「あきたゼロカーボンアクション宣言」
 - 「秋田県SDGsパートナー」
- (オ) 「賃金水準の向上」に関する書類 1部
企画提案競技審査票のうち、「配点票(賃金水準の向上)」に該当する場合は、次の書類を提出してください。
- 直近年及びその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」
※令和8年の場合は、直近年の令和7年及びその前年の令和6年。
 - 事業者が給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率について事前に割合を計算した資料(任意様式)
- (カ) 「女性の活躍推進」に関する書類 1部
企画提案競技審査票のうち、「配点票(女性の活躍推進)」に該当する場合は、次の書類を提出してください。

一般事業主行動計画の策定・届出	労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画策定・変更届の写し
えるぼしチャレンジ企業認定	都道府県知事が交付するえるぼしチャレンジ企業認定通知書の写し
法令に基づく認定(えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール)	労働局長が交付する認定通知書の写し
都道府県知事表彰の受賞(女性の活躍推進企業表彰、子ども・子育て支援知事表彰、男女共同参画社会づくり表彰)	表彰状の写し(写真可)

(2) 提出期限

令和8年4月22日(水) 午後5時まで

(3) 留意事項

- (ア) 提案できる企画提案は、1者につき1案とします。
- (イ) 提出期限までに提出しない者は、辞退したものとみなします。
- (ウ) 提出した企画提案書等は、これを書き換え、引き換え又は撤回することができません。
- (エ) 提出書類に虚偽の記載がある場合、参加資格は無いものとします。
- (オ) 共同企業体による参加の場合
会社概要調書(様式4)、「環境配慮」に関する書類、「賃金水準の向上」に関する書類および「女性の活躍推進」に関する書類については構成員全員分を提出すること。

8. 実施要領等に関する質問

実施要領等に関する質問は、質問票（様式6）を3の事務局へ提出してください。

(1) 提出期限

令和8年4月1日（水）正午まで

(2) 提出方法

電子メールに限る。

(3) 回答方法

質問及び回答の内容について、令和8年4月7日（火）までに秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載します。

9. 企画提案競技の実施と受託候補者の選定

受託候補者の選定は、選定委員会設置要綱及び企画提案競技審査基準に基づき、選定委員会が行います。

(1) 審査方法

プレゼンテーション及びヒアリングにより実施します。

(2) 選定

企画提案競技で最も選定順位の高い参加者を本業務の受託候補者として選定し、選定の結果は、各参加者に通知するとともに、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載します。

10. 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 選定の取消し等

契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次の順位となった者と契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結するものとする。

(3) 使用言語等

契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

(4) 委託業務の中止等

委託契約締結後、天災、その他やむを得ない事由により、実行委員会がイベントの中止を決定した場合は、直ちに事務局と受託者で協議し、契約の解除又は変更を行い、経費について精算するものとする。

11. その他

- (1) 参加者が実行委員会に提出した書類は、返却しません。
- (2) 企画提案内容に含まれる特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとします。
- (3) 本業務の企画提案競技への参加に要する一切の費用は、参加者の負担によるものとします。